

【概要版】天竜協働センターまつり 出店者向けガイド

本ガイドは、「令和8年度天竜協働センターまつりの出店に関する要項」及び「(別添) 運営時の遵守事項」の概要をまとめたものです。

詳細については、必ず「出店に関する要項」「(別添)運営時の遵守事項」を確認してください。

1 申請（出店）前に必ず確認すること（事前準備）

□ 提出書類はそろっていますか？

- 出店申込書
- 誓約書

□ 食品販売の場合（該当者のみ）

- 営業許可が必要な場合：営業許可書の写し
- 食品衛生責任者証の写し
- PL 保険（生産物賠償責任保険）証券等の写し

□ 火気・燃料・発電機を使う場合

- 使用内容を事前に申告し、実行委員会の承認を得てください。

2 協働センターまつり当日の基本ルール（全出店者共通）

- 出店時間は午前9時から午後2時までです。
- 撤収は午後2時以降に行ってください。
- 入場時は、出店許可書及び駐車許可証を提示してください。

※キッチンカー（移動販売車）以外の車両について、駐車場は天竜協働センター敷地内には用意しておりません。別途、実行委員会から提示する関係者用駐車場をご利用ください。その際、駐車許可証をダッシュボード等の見えやすい所に掲示してください。

- 出店は指定された区画内で行ってください。
- 出店終了後は
 - ①出店場所及び周辺を清掃すること
 - ②使用前の状態まで原状回復すること
 - ③ごみはすべて持ち帰ること

3 火気・燃料・発電機のルール（事故防止の最重要項目）

- 会場内でのガソリン・燃料の給油（継ぎ足し）は禁止です。
- ガソリン携行缶（予備燃料）の持ち込みは禁止です。
- 発電機は、事前に満タン給油した状態で持ち込み、会場内での給油・燃料補給は禁止です。
- 火気、燃料及び発電機は、実行委員会が指定した安全管理上の区画内でのみ使用できます。
- 火気又は燃料を使用する場合は、各ブースに消火器を設置してください。
- 消火器を設置していない場合は、火気等の使用は認めません。なお、安全管理上の不備がある場合は、出店取消しとなることがあります。
- 無申請での火気、燃料又は発電機の使用は、出店取消しの対象となる場合があります。

※詳細な安全対策（区画方法・排気ガス対策・燃料保管方法等）は「(別添) 運営時の遵守事項」を必ず確認してください。

4 テント・設備の安全対策

- テントの各支柱には、十分な重さのウェイトを設置してください。
- 看板、展示物等は、転倒・飛散しないよう固定してください。
- 強風、大雨等により危険が予想される場合は、速やかに撤去してください。
- 電気配線は、配線カバー等により養生し、歩行の妨げとならないようにしてください。

5 食品販売の衛生管理（該当者のみ）

- 営業許可証・食品衛生責任者証は、見やすい位置に掲示してください。
- 原材料・アレルギーについて、来場者へ説明できるようにしてください。
- 保存温度、加熱温度等に十分注意し、食中毒防止に努めてください。
- 万が一、食中毒等が発生した場合は、出店者の責任と費用において対応していただきます。

6 禁止事項

次の行為は、出店取消しの対象となる場合があります。

- 酒類の販売
- 宗教活動及び政治活動その他公序良俗に反する行為
- 著作権・商標権を侵害する物品の販売
- 危険物、刃物、生き物、模倣品、医薬品、手作り化粧品（石鹸等）など、来場者の安全を損なうおそれのある物品の販売・展示
- 音、振動、臭気等により周囲へ著しい迷惑を及ぼす行為
- 申込書に記載した内容と異なる出店内容
- 実行委員会の指示に従わない行為

7 トラブル・事故が起きたとき

- 事故や負傷者が発生した場合は、速やかに実行委員会へ連絡し、必要に応じて救急要請を行ってください。
- 来場者とのトラブルや苦情が発生した場合は、出店者だけで対応せず、必ず実行委員会へ報告してください。
- 実行委員会が安全確保のために撤去、営業停止等を指示した場合は、直ちに從ってください。

8 免責事項（責任の範囲）

- 持ち込んだ物品の盗難、紛失又は破損については、出店者の自己責任となります。
- 天候、災害、関係機関からの指導等により開催が中止となった場合、実行委員会は出店料以外の損害を補償しません。
- 出店者間又は出店者と第三者とのトラブルは、原則として当事者間で解決していただきます。
- 実行委員会が負う責任は、法令に基づき認められる範囲において、受領した出店料を上限として負うものとします。

9 最後に

詳細については、必ず「出店に関する要項」「（別添）運営時の遵守事項」を確認してください。
ご不明な点やご不安な点がある場合は、事前に実行委員会へご相談ください。